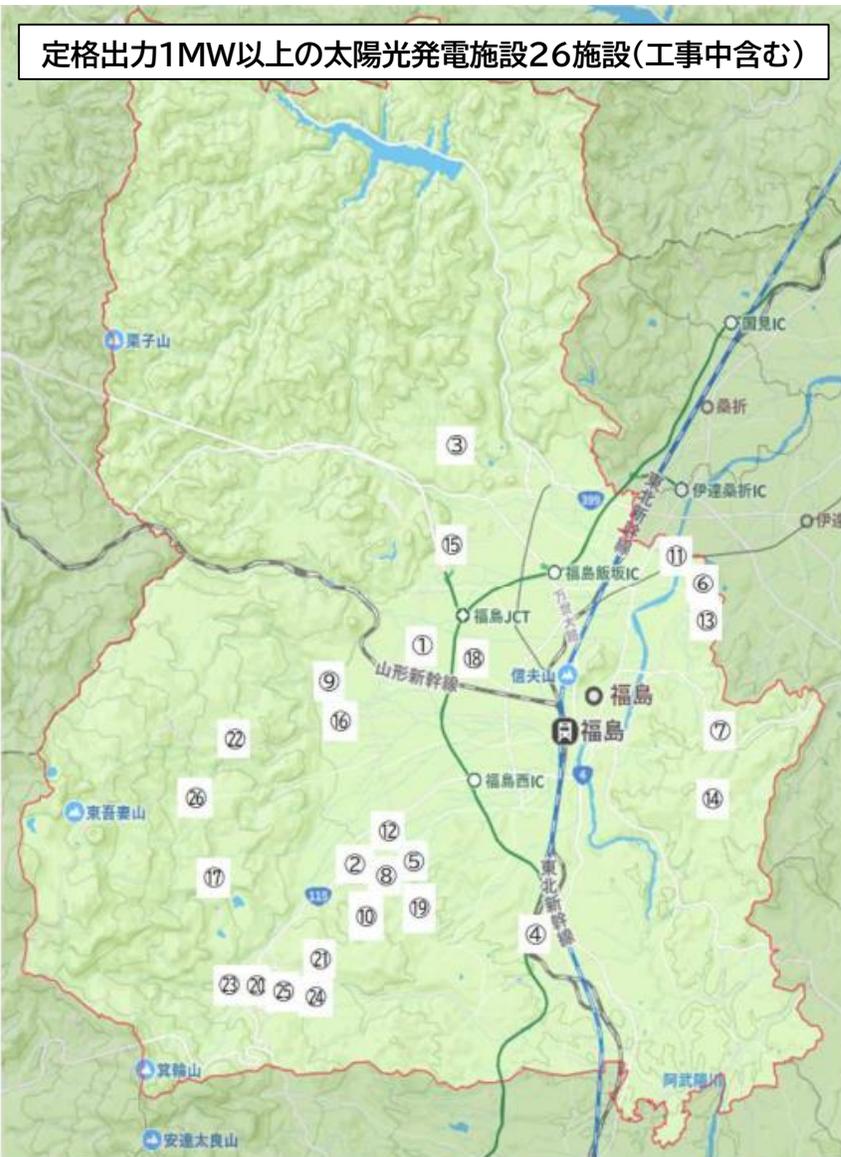


# ノーモア メガソーラー宣言の趣旨に基づく 条例制定について

# 1. ノーモア メガソーラー宣言、ガイドライン改正に至る動き

## 市内の山地を中心にメガソーラーが設置

定格出力1MW以上の太陽光発電施設26施設(工事中含む)



### ①景観の悪化

大規模な林地開発による山肌露出の状況



現在工事が進められている予定地。広範囲にわたり森林が伐採され、地肌が露出している。

### ②災害の発生

法面崩落による土砂流出の状況

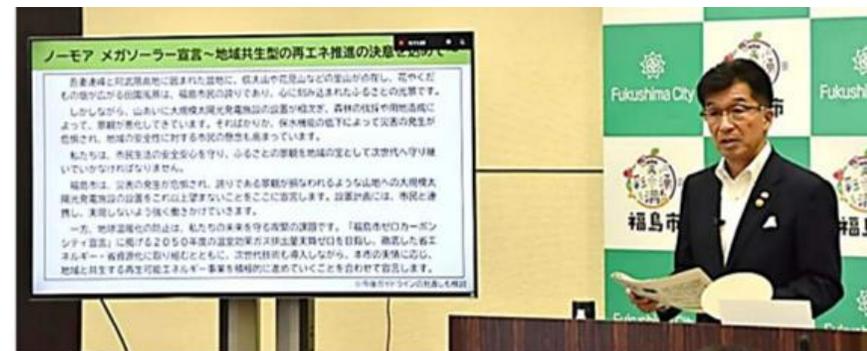


メガソーラー施設の法面崩落による土砂流出

令和5年8月31日

景観の悪化・災害の発生リスクのある山地へのメガソーラーは望まない

**ノーモア メガソーラー宣言**



令和6年2月22日

ノーモア メガソーラー宣言の趣旨に則り  
**太陽光ガイドラインを改正**

- ・メガソーラー施設の設置が適切ではない区域の設定
- ・事業計画中止の指導 などを新たに規定

## 2. 条例化の検討

### 対策強化の必要性

#### (1) 抑制効果の限界

- ・宣言+改正ガイドライン後も設置計画の打診多数
- ・計画中止等、一定の効果
- ・計画中止の指導にもかかわらず、事業を進めようとする事業者がいる

宣言以降のメガソーラー事業計画相談 13件

- ・ガイドラインに基づく指導により事業中止、変更 7件
- ・事業中止の指導に対して中止決定に至っていない 6件

#### (2) 安全管理対策の強化

- ・工事中や稼働後に発生する土砂災害等の事例
- 事業者<sup>に</sup>一定の安全管理対策を求める権限が必要

#### (3) 事業計画の公表・周知の促進

- ・改正ガイドラインでは、近隣住民への事前説明等を求めている
  - ・しかし、ホームページ等により事業計画を積極的に公表し周知する事業者は極めて少ない
- 事業者<sup>に</sup>事業計画等の情報公表を促し、市民への周知を図ることが必要

### 条例化による実効性向上

#### (1) より踏み込んだ条例の増加

- ・より広範な禁止区域等の設定
- ・許可制の導入→許可取り消し、措置命令 など



改正ガイドラインに沿った幅広い抑制措置の条例化が可能と判断

#### (2) 実効性の検証

- ・上記条例制定市では、施行後、条例に反した発電施設設置のケースは確認されていない



より踏み込んだ条例の実効性を確認

宣言+改正ガイドラインに沿った  
条例制定に取り組む方針

### 3. 条例化のポイント

再生可能エネルギー発電施設の適切な設置、管理を通して、私たちが大切にしている「環境」の価値を守ることを目的とした、実効性のある条例の制定を目指す。

#### (1) 再生可能エネルギー発電施設と環境の両立・共生を確保する

- ・安心安全な環境（災害防止、鳥獣害防止、水の確保）
- ・豊かで美しい環境（景観、生物多様性、歴史・文化）

#### (2) 禁止区域等を設定し、山地等への発電施設の設置を抑制する（禁止区域等以外では許可制を導入）

≪他の自治体の事例≫

##### ・区域指定の例

- ①禁止区域：発電施設の設置ができない区域（不許可）
- ②抑制区域：発電施設を設置しないよう求める区域  
又は、設置する場合は配慮が必要な区域
- ③保護区域：災害発生の防止や景観保全のため保護すべき区域

##### ・手続きの例

- ①届出制(協議)：発電施設設置のための届出に基づき市が協議
- ②届出制(同意)：発電施設設置のための届出に対して市が同意
- ③許可制：発電施設設置計画に対して市が許可  
\*許可基準を満たさなければ不許可

#### (3) 設置規制対象施設の拡大（太陽光発電施設、風力発電施設）

#### (4) 発電事業者（設置者含む）に対し、工事開始から撤去に至る各段階での届出や適切な管理等を義務化

- ・定期報告、事業承継、廃止、撤去等についての届出
- ・許可の取り消し、措置命令等の対応

#### (5) 発電施設と地域間の調和を図る

- ・事業者に対し、近隣住民等への説明や意見聴取 及び 事業情報の積極的な周知（公表）を義務化

# 4-①. 条例の骨子（案）

## 1. 条例の名称

（仮称）福島市再生可能エネルギー発電施設の適切な設置及び管理に関する条例

## 2. 前文・基本理念・目的

・ 条例制定の背景としてノーモアメガソーラー宣言の趣旨を前文に盛り込み、目的や基本理念を設定

### 【前文・基本理念】

- ・ 山地への大規模太陽光発電施設の設置により、景観の悪化や災害の発生が危惧される  
→ノーモアメガソーラー宣言発出の経過（設置抑制の根拠）
- ・ ゼロカーボンの推進は重要であるが、私たちが大切にす「環境」の価値を守る必要がある  
→再生可能エネルギー発電施設の適切な設置、管理の必要性（設置抑制や設置にあたっての許可基準、手続きの根拠）

### 【目的】

- （1）福島市の豊かな自然環境と美しい景観を守ること
- （2）市民の生命・財産を守ること
- （3）適切な発電施設の設置及び管理を図ること
- （4）地域と発電事業の調和を図ること

## 3. 対象施設

・ ガイドラインで対象外の風力発電施設を追加（対象拡大）

- （1）太陽光発電施設  
定格出力10kW以上の土地に単独で自立する太陽光発電施設及び 附帯設備
- （2）大規模太陽光発電施設  
太陽光発電施設のうち定格出力1,000kW以上の施設
- （3）風力発電施設  
土地に単独で自立する風力発電施設 及び 附帯設備

※適用除外：①建築物に該当するもの ②看板等に附属するもの  
③工場等の敷地内に設置されるもの

## 4. 各主体の責務

- （1）市の責務
  - ・ 条例の目的を達成するため、必要な措置を適切かつ円滑に講じる
- （2）事業者の責務
  - ・ 法令遵守、災害防止、環境及び景観へ配慮すること
  - ・ 近隣住民等との良好な関係を構築すること
  - ・ 苦情及び紛争が生じたときは、誠意をもって解決すること
  - ・ 発電施設の管理費用、撤去費用等を確保すること
- （3）土地所有者等の責務
  - ・ 災害発生や景観悪化が危惧され、又は、自然環境や生活環境を損なうおそれのある事業に対し、土地を使用させないよう努める
- （4）市民の責務
  - ・ 条例に定める手続きの実施に協力するよう努める

# 4-②. 条例の骨子（案）

## 5. 禁止区域等の設定

### 補足資料①

- (1) 災害発生や景観の悪化をまねくおそれのある山地等を中心に発電施設の設置をしてはならない禁止区域等の設定を検討
- (2) 太陽光発電施設に加え、風力発電施設の禁止区域等も検討

## 6. 許可制の導入

- ・禁止区域等以外では許可制を導入し、許可基準の全てを満たす場合に設置を許可する
- (1) 許可基準
  - ①事業区域に禁止区域を含まないこと
  - ②規則で定める基準に適合していること
    - ・自然環境を害するおそれがない
    - ・景観を阻害するおそれがない
    - ・生活環境に対する被害防止措置、生活環境保全措置
    - ・防災上必要な措置
    - ・造成工事、雨水排水施設等の設計、施工方法
    - ・公共施設(道路、河川等)の構造、管理に支障を来すおそれがない
  - ③市の総合計画、環境基本計画、その他の計画に適合
  - ④電気事業法、再エネ特措法等の基準に適合
  - ⑤不正な行為をするおそれがないこと
  - ⑥暴力団員、暴力団関係者でないこと      など

- (2) 許可条件  
災害の防止、良好な景観、自然環境等の保全、地域との調和に関して必要な条件を付することができる

## 7. 設置許可以外の手続き等

### 補足資料②

- (1) 事業者に対し、工事開始から撤去に至る各段階での届出等を義務化
- (2) 事業者に対し、許可・届出内容の周知（公表）を義務化、併せて市も公表
- (3) 適正な工事实施の確認をするため、工事完了検査を実施
  - 【設置許可以外の必要手続き等】
  - ①事前協議・住民説明    \*許可申請前
  - ②変更許可
  - ③工事着手届、工事完了届、定期報告、廃止届、撤去完了届
  - ④造成等完了時の中間検査、設置工事の完了検査
- (4) 許可申請手数料の徴収

## 8. 実効性の担保

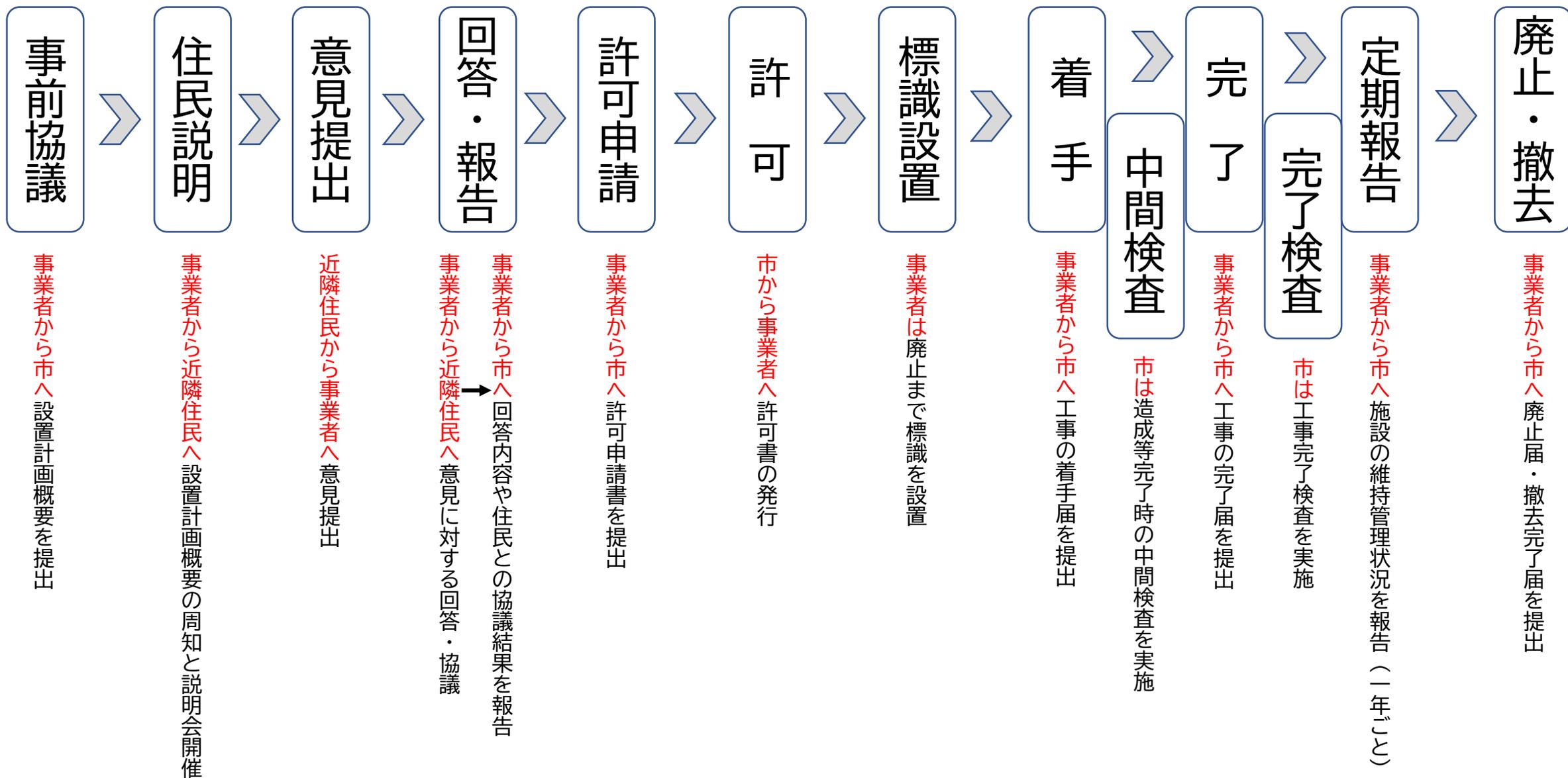
- (1) 報告、立入検査、指導及び助言、勧告、措置命令、許可取消、命令等に従わない事業者の公表の規定を設ける
- (2) 審議会に再生可能エネルギー部会（分科会）の設置を検討

再生可能エネルギー導入・推進とのバランスを考慮しつつ、山地等への設置を抑制する区域のほか、歴史・文化の保全や鳥獣害防止など「環境」の価値を守る区域の追加を精査中。

● 条例案の太陽光・風力発電施設を対象とした禁止区域等の指定について

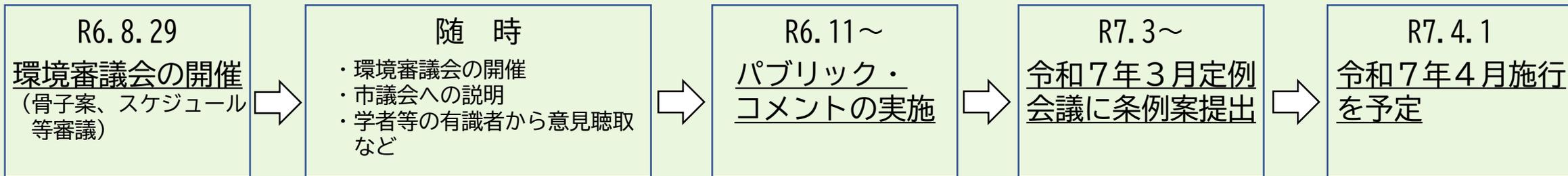
	禁止区域等	根拠法等	設置の可否（対象区域）	
			ガイドライン	条例（案）
太陽光 発電 施設	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	×	×
	地すべり防止区域	地すべり等防止法	×	×
	砂防指定地	砂防法	×	×
	土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	×	×
	その他、土砂災害のおそれのある区域（※）	国土交通省課長通知 等	×	×
	保安林	森林法	×	×
	河川区域	河川法	×	×
	風致地区	都市計画法・福島市風致地区内における建築等の規制に関する条例	×	×
	水源保護地域	福島市水道水源保護条例	×	×
	地域森林計画における森林区域	森林法	○	×
	自然公園（国立公園、国定公園）	自然公園法	× 特別地域・普通地域のみ	×
	鳥獣保護区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	○	×
景観保全地区（仮称）	福島市景観条例	○	×	
風力 発電 施設	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	○（規制対象外）	×
	地すべり防止区域	地すべり等防止法	○（規制対象外）	×
	砂防指定地	砂防法	○（規制対象外）	×
	土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	○（規制対象外）	×
	その他、土砂災害のおそれのある区域（※）	国土交通省課長通知 等	○（規制対象外）	×
	水源保護地域 及び境界から水平距離200m以内の区域	福島市水道水源保護条例	○（規制対象外）	×

※ 土砂災害の発生のおそれのある個所（旧土砂災害危険個所：土石流危険渓流、地すべり危険個所、急傾斜地崩壊危険個所）、土石流危険渓流、過去の土砂災害発生個所



# 5. 条例化までのスケジュール

## スケジュール（予定）



## R6審議会の開催予定

### R6. 10 第2回

- (1) 令和5年度実績報告について
- (2) 条例関係審議
  - ① 骨子確認
  - ② 有識者からの意見聴取結果の報告
  - ③ 条例素案の審議

### R6. 12 第3回

- (1) 条例関係審議
  - ① パブリックコメントの結果報告
  - ② 条例原案の最終審議